

政策Ⅱ-1-(4)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化
16年度重点施策	会計制度の国際的対応の促進
参考指標	EUに対する日本の会計基準を引き続き受け入れることに向けた働きかけの実施状況、関連制度（法令、会計基準及び監査基準等）の整備状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3. 政策の内容

我が国会計基準は、企業会計審議会等において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきています。しかし、一方経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を促していく必要があると考えています。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

(1) 我が国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性が認められるよう、官民関係者と緊密な連携を図りつつ、EU関係者に対して、我が国会計基準の説明を積極的に行った結果、以下の成果が得られています。

- ① 我が国を含む域外のEU上場企業への国際会計基準の義務づけの時期が2005年から2007年に延期されました。
- ② 同等性評価の対象として、我が国会計基準が米国基準及びカナダ会計基準とともに、世界の主要な会計基準として明示されました。また、ECからの検討指示を受けている欧州証券規制当局委員会(CESR)が平成17年7月5日に公表した「第3国会計基準と国際会計基準との同等性に関する技術的助言」において、我が国会計基準が、米国基準及びカナダ基準とともに、一定の補正措置（追加的な情報開示）をとる必要があるとされているものの、国際会計基準と全体として同等と評価されています。

(2) また、国際会計基準審議会 (IASB) の運営を行う国際会計基準委員会 (IASB) 財団において採択された定款変更の内容は、国内の官民関係者の働きかけの結果、評議員のアジア・オセアニア枠が4名から6名に拡大され、評議会による基準設定のデュープロセスの監視機能が強化される等全体として評価されるものとなっています。

(3) 「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」及びその適用指針並びに「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告)の策定により、これらの点に関する会計処理の明確化が図られました。

5. 今後の課題

(1) EUによる日本の会計基準にかかる同等性評価については、欧州証券規制当局委員会 (CESR) による技術的助言を受けて、ECが2005年末又は2006年初めに、最終決定を行う予定とされており、我が国会計基準の同等性が認められるよう、民間関係者と連携・協力して、EU関係者に対する働きかけを続ける必要があります。

また、更に、会計基準等をめぐる国際的な議論に引き続き積極的に参画し、情報発信することが必要と考えます。企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) との間で開始された共同プロジェクトについても支援していく必要があります。

(2) 財務会計基準機構・企業会計基準委員会での会計基準、実務指針などの整備改善について主体的な取組みを促すとともに、国際的な対応を含めた活動を引き続き支援する必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて効果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。